

出生届について

ご懐妊おめでとうございます。出生届の流れや、その他必要な手続きの説明ですので、よくお読みください。

住民課

1. 出生届

医師・助産師の証明のある出生届、印鑑、母子健康手帳をお持ちください。

(子の名に用いる漢字は人名用漢字・常用漢字に限る。)

出生届の提出後、母子健康手帳に出生届出済証明をさせていただきます。

2. 承諾書(新聞、広報、ケーブルテレビへの掲載)

この承諾書によって父母の同意が得られた場合にのみ、広報と新聞社に情報提供をさせていただきます。(父母の住所が輪之内町にある場合に限る。)

3. 住民登録

住民異動届を記入していただき、お子さんの住民登録をします。住民登録が完了しましたら、お子さんの住民票コード通知票をお渡しします。

《問い合わせ先 住民課 住民係 0584-69-3111》

福祉課

1. 児童手当

受給者(主に父)の健康保険証、印鑑、受給者の口座情報をお持ちください。

1月1日に輪之内町在住でない方は父母の所得課税証明書が必要です。

(公務員の方は職場での申請となります。)

2. 福祉医療費受給者証(乳幼児)

児童の健康保険証(社保の方は取得後に再度ご来庁頂くこととなります)、印鑑及び受給者(主に父)の口座情報をお持ちください。

《問い合わせ先 福祉課 福祉係 0584-69-3111》

保健センター

健診や予防接種の案内がありますので、母子健康手帳をご持参の上、保健センターまでお越し下さい。

新生児聴覚検査助成金の申請も保健センターで受付いたします。

《問い合わせ先 保健センター
0584-69-5155》

